

がんを抱える患者さんや  
ご家族のための

# お役立ち 便利帳

制度・サービス編



## はじめに

02 がんと診断されたときや、がんを抱えながら生活するときには、さまざまな悩みが出てくる可能性があります。たとえば『医療費の支払いをどうしよう』『治療を受けながら仕事を続けられるだろうか』『治療にお金がかかるけど、暮らしはどうなるだろう』『身の回りのことが大変になってきた』などです。そのようなときに、制度（医療や福祉などの仕組み）やサービスなどを活用することによって、心配や不安を和らげることができるかもしれません。

がんを抱える患者さんや家族が、治療や生活を考える際に知っておくと役立つことを、本冊子にまとめました。本冊子が、みなさんの心配や不安を軽減するきっかけになることを願っています。

### 制度・サービスを活用するうえでの大切なポイント

病名、障害の状況、必要な介護の状況、所得状況などによって利用できるものが異なります。

制度・サービスは組み合わせて利用できるものもあります。

自治体によって内容や名称が異なる場合があります。

病状や障害の程度などが変化すると予測される場合は、その状況に応じて、利用する制度・サービスを見直す必要があります。

あらかじめ、相談できる人・専門家を見つけておくと、困ったときにどうしたらいいかを考えやすくなります。

03 国立国際医療研究センター病院は、厚生労働省から地域がん診療連携拠点病院に指定されています。がん診療連携拠点病院は、一定の基準を満たし、専門的ながん医療の提供、がん患者への相談支援や情報提供、地域の医療機関などとの連携を行う役割を担っています。

## 1 がんに関連したことを知りたい… 05

情報を集めるときには… 06

他の医師の話聞いてみる(セカンドオピニオン)… 07

がんに関する相談をするときは(がん相談支援センター)… 07

## 2 お金のことで心配になったら… 08

高額療養費… 09 重度心身障害者の医療費助成… 09

傷病手当金… 10 障害年金… 10

税金の医療費控除… 11 民間の保険… 11

## 3 障害者の手帳とは… 12

身体障害者手帳… 13 療育手帳… 13

精神障害者保健福祉手帳… 13

## 4 自宅で受けられる医療には… 14

訪問診療… 15 訪問歯科診療… 15

訪問看護… 16 薬剤師による訪問… 16

## 5 自宅で受けられるサービスには… 17

介護保険… 18

介護保険外のサービス(家事・宅配食・福祉用具レンタルなど)… 18

障害福祉サービス… 19

## 6 自宅以外の療養生活の場所には… 20

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)… 21

介護老人保健施設… 21 介護医療院… 21

有料老人ホーム… 22 サービス付き高齢者向け住宅… 22

療養型病院… 22 緩和ケア病棟… 23

## 7 治療を受けながら仕事のことを考える… 24

仕事のこと心配になったら(がん相談支援センター)… 25

仕事を継続するとき(社会保険労務士)… 25

就職を考えるとき(ハローワーク)… 25

# がんに関連したことを知りたい

『がんのことや治療法のことをもっと知りたい』『医療費がどのくらいかかるだろうか』『どのような生活になるだろうか』などと考えたとき、さまざまな方法で情報を集めると思います。しかし、情報をたくさん集めることで逆にわからなくなり、不安が強くなってしまいうこともあります。大切なことは、いま必要な情報が何かを考え、そして、ご自身に合った正確な情報を集めることです。



がんに関連したことを知りたい

## 情報を集めるときには

患者さんのことをよく知っているのは主治医であり、その病院のスタッフです。まずは、そこから情報を得るようにしましょう。がん診療連携拠点病院に設置されているがん相談支援センターでも情報を得ることができます。また、インターネットを使って情報を得ることも効果的です。ただし、信頼できない情報もあるので、注意が必要です。がん診療連携拠点病院などで開催している患者さんやご家族向けのサロンや患者会で、話を聞くこともできます。他のがん体験者や家族から話を聞くことによって、必要な情報だけでなく、安心感も得ることができるかもしれません。



06

### がん診療 連携拠点病院とは

質の高いがん医療を受けることができるように厚生労働省から指定を受けた病院です。手術、放射線治療、薬物療法、緩和ケアなどを効果的に組み合わせて治療を行う体制が整っています。標準治療を基本に、患者さんの状態に応じた適切な治療を受けることができます。また、がんに関する情報収集、困ったときの相談、患者さんや家族同士の交流などもできます。



がんに関連したことを知りたい

## 他の医師の話を聞いてみる (セカンドオピニオン)

『診断や治療方針の説明に納得ができない』『他の治療法はないだろうか』と考えることもあると思います。そのようなとき、患者さんが納得した治療を選択するために、主治医以外の医師から話を聞く方法をセカンドオピニオンといいます。セカンドオピニオンは、主治医や病院を替える、他の病院で治療を受けるためのものではありません。各病院でセカンドオピニオンのルール(受診方法・費用など)が異なりますので、事前に確認しましょう。



07

がんに関連したことを知りたい

## がんに関する相談をするときは (がん相談支援センター)

がん相談支援センターは、がん診療連携拠点病院に設置されている相談窓口です。相談だけでなく、『がんの検査や治療にはどんなものがあるんだろう』『医療費はどれくらいかかるのだろう。何か使える制度はないだろうか』『緩和ケア病棟はどこにあるのだろう』など気になったときに、一般的な情報を得ることもできます。病院によっては、冊子やリーフレット・書籍を閲覧できたり、ホームページに情報を載せているところもあります。



# 2 お金のことで心配になったら

『これから治療が始まるけど医療費がどのくらいかかるかわからない』『仕事を休まなくてはいけなくて収入が減ってしまう』『療養生活が長くなり、お金のことが気になりだした』など、お金のことで心配になることがあります。もしかしたら、そのような不安を少しでも軽減するために活用できる制度があるかもしれません。



お金のことで心配になったら

## 高額療養費

70歳未満の方は、医療機関や薬局などに支払う1ヶ月(月の1日～31日まで)の医療費が、一定の額(自己負担限度額)を超えると、超えた分が健康保険から戻ってきます。事前に「限度額適用認定証」を取得し病院に提示すると、病院での支払いを自己負担限度額までに留めることができます。「限度額適用認定証」があると、1ヶ月の医療費の目安を知ることができます。申請窓口は、加入している健康保険になります。



お金のことで心配になったら

## 重度心身障害者の医療費助成

重度の等級の障害者手帳(P12参照)を取得した場合に、健康保険が適用された自己負担の医療費が助成されます。お住まいの自治体によって、対象となる方や助成される金額(自己負担額全部または一部)、制度の名称が異なります。



お金のことで心配になったら

## 傷病手当金

健康保険の被保険者の方が、病気やケガによる療養のために仕事を休み、雇用主から十分な給与がもらえないときに手当が支給されます。ひとつの病気につき、療養のために連続して休んだ4日目（支給開始日）から、通算して最長1年6ヶ月間支給されます。申請窓口は加入している健康保険になります。職場の担当者が窓口になってくれることもあります。この制度は区市町村が運営する国民健康保険には原則ありません。



10

お金のことで心配になったら

## 障害年金

病気やケガによって障害の状態にある20歳から64歳までの方が一定の要件を満たしている場合、年金が支給されます。障害の原因となった病気・ケガで初めて受診した日（初診日）に加入していた年金が国民年金の場合は「障害基礎年金」（1・2級）、厚生年金の場合は「障害厚生年金」（1～3級）を請求することができます。がんの場合でも、受給できる要件を満たすことができれば、障害年金を受けられる可能性があります。受給できる要件や申請手続きが複雑ですので、専門家への相談をおすすめします。



お金のことで心配になったら

## 税金の医療費控除

1月1日から12月31日までの間に、患者本人及び生計が一緒の配偶者・家族が支払った医療費などを申告すると、所得の控除が受けられることがあります。控除を受けることによって、納めすぎた税金が戻ってきます。控除の対象となるのは、診療費、通院時の交通費、人工肛門（ストーマ）用器具・人工膀胱用器具費用、おむつ代、介護保険で利用したサービス費などです。差額ベッド代、診断書作成料などは対象になりません。



11

お金のことで心配になったら

## 民間の保険

生命保険、個人年金保険、学資保険などがあります。民間の保険ですので、契約した内容によって受けられる保障内容や条件が異なります。いざというときに使うことができるように、どの保険に入っていて、どのような内容の保障が受けられるかを把握しておきましょう。



# 3

## 障害者の 手帳とは

身体・知的・精神の障害を抱えていて、その障害が法律で定める程度と認められた場合に手帳が交付されます。障害者手帳を取得することで、日常生活を支えるための制度・サービスを利用することができます。障害者手帳の種類や等級、お住まいの自治体によって利用できるものが異なります。

12



### 身体障害者手帳

法律で定める程度の身体の障害（視覚障害・聴覚障害・内部障害・肢体不自由など）があると認められた場合に、手帳が交付されます。たとえば、人工肛門（ストーマ）や人工膀胱を造設したとき、呼吸機能の低下で持続的に酸素投与が必要になったとき、喉頭部（のどのあたり）を摘出して声を出すことができなくなったときなどです。

### 療育手帳

おおむね発達期に何らかの原因によって知能の発達に遅れが起こり、そのために日常生活上の困難さがあると認められた場合に、手帳が交付されます。自治体によって名称が異なります。

13

### 精神障害者 保健福祉手帳

うつ病などの気分障害・統合失調症などの精神疾患による障害のために、長期にわたって日常生活や社会生活に制限がある状態と認められた場合に、手帳が交付されます。

# 4

## 自宅で 受けられる 医療には

『通院することが大変になってきた』『家でも、からだの具合をみてくれる人がいると安心』『自分で医療処置ができるか心配』『病気によるつらさを和らげてもらいたい』『最期まで家で過ごしたい』と考えたときに、自宅にしながら医療を受けることによって、安心した生活、望む生活を実現することができるかもしれません。

14



自宅で受けられる医療には

### 訪問診療

通院が難しくなった患者さんの自宅に、医師が定期的に訪問し、診療をしてくれます。24時間体制で、緊急時には電話相談や臨時訪問、必要時には入院先の手配、関係機関との連携など、自宅での生活をサポートしてくれます。



### 訪問診療と 往診の違いは？

医師が自宅に訪問して診療をするという点は変わりません。訪問診療は、月1回、月2回などのように計画的に訪問して診療します。緊急時の訪問もしてくれます。往診は、急に体調が悪くなったときなどに臨時で自宅を訪問して診療するかたちのことをいいます。

15

自宅で受けられる医療には

### 訪問歯科診療

通院が難しくなった患者さんの自宅に、歯科医師や歯科衛生士が訪問し、虫歯や歯周病の治療だけでなく、健康を保つための口の中のケアをしてくれます。入れ歯の作製や修理、食べることのリハビリテーションなどもできます。



自宅で受けられる医療には

## 訪問看護

主治医の指示を受けた看護師が、自宅を訪問してくれます。体調の観察、注射や点滴などの医療処置、リハビリテーション、関係機関との連携など、健康の維持や回復のためのサポートが受けられます。自宅で希望する生活ができるよう、療養上の相談にも対応してくれます。



自宅で受けられる医療には

## 薬剤師による訪問

主治医の指示を受けた薬剤師が、自宅を訪問して薬を届けてくれます。他にも内服薬の管理、薬に関する相談、関係機関との連携など、自宅での生活のサポートが受けられます。複数の医療機関から薬が出されていて整理ができなくなったときには、薬剤師が適切なアドバイスをしてくれます。



# 5

## 自宅で 受けられる サービスには

病気や治療の状況によっては、今までと同じ生活がしづらくなることがあります。そのようなときには、サービスを活用することで自宅で過ごしやすくなるかもしれません。また、過ごしにくくならないようにサービスを活用することも大切です。



自宅で受けられるサービスには

## 介護保険

介護や介護の予防が必要だと認定されたときに、サービスを利用することができます。たとえば、炊事や掃除などの家事、介護、訪問看護、リハビリ、介護用ベッドや車いすなどのレンタル、手すりの設置などの住宅改修、施設への入所などです。対象年齢は原則65歳以上ですが、40歳から64歳までの人で、がん（回復の見込みのない状態）と診断された場合には、介護認定の申請が可能です。費用負担の割合は所得状況、またサービス利用料の上限額は認定区分によって異なります。



自宅で受けられるサービスには

## 障害福祉サービス

身体障害・知的障害・精神障害・難病を抱える人が生活するうえで支援が必要であると認定されたときに、サービスを利用することができます。たとえば、炊事や掃除などの家事、外出の支援や介護、生活に必要な技能を獲得するための訓練、就労のための支援、福祉用具の購入などです。費用負担の上限額は所得によって異なります。介護保険が利用できる人は、介護保険によるサービスが優先されます。



18

自宅で受けられるサービスには

## 介護保険外のサービス

（家事・宅配食・福祉用具レンタルなど）

民間の企業、家政婦などによる家事や介護のサービスを利用することができます。食事に関しては、お弁当や食材の配達など、さまざまな方法があります。食事内容に制限がある場合でも、それぞれの人に合った宅配食を注文することができます。吸引器などの医療機器、介護用ベッドや車いすを自費でレンタルすることもできます。車いすで外出したいときに利用できる介護タクシーもあります。費用は、サービスを提供する事業所によって異なります。



19

# 6

## 自宅以外の療養生活の場所には

『これから先も安心した生活をおくりたい』『家族によるサポートにも限界がある』『サービスを利用しても自宅での生活が難しい』などと考え、施設や病院での生活を選ばれる方もいらっしゃいます。施設や病院にはさまざまな特徴があるため、からだの状態、経済的な状況、希望する生活などを考えながら選ぶ必要があります。



自宅以外の療養生活の場所には

### 介護老人福祉施設

(特別養護老人ホーム)

常時介護を必要とし、自宅で介護を受けながら生活することが難しい人のための施設です。入所期間には制限がありません。病状が重い、高度な医療ケアが必要な場合には、入所が難しいことがあります。一定以上の介護保険の認定を受ける必要があります。



自宅以外の療養生活の場所には

### 介護老人保健施設

病状的に落ちついていても介護などが必要で、すぐには自宅で生活することが難しい人のための施設です。自宅での生活に戻ることを目指しているため、入所期間に制限があります。病状が重い、高度な医療ケアが必要な場合には入所が難しいことがあります。一定以上の介護保険の認定を受ける必要があります。



自宅以外の療養生活の場所には

### 介護医療院

介護と医療的なケアの必要な人が療養をするための施設です。比較的長期間、入院することができます。入院すると、がんの治療を続けることが難しくなることが多いです。一定以上の介護保険の認定を受ける必要があります。

自宅以外の療養生活の場所には

## 有料老人ホーム

入浴・排せつ・食事の介護、食事の提供、その他の日常生活に必要な支援を受けられる施設です。かかる費用はさまざまです。なかには24時間看護師がいる施設や最期まで過ごせる施設もあります。がんの治療を行っている人の場合には、病院への通院が可能なこともあります。多くの施設では、介護保険の認定が必要になります。



自宅以外の療養生活の場所には

## サービス付き 高齢者向け住宅

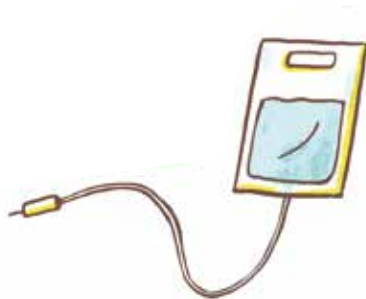
比較的元気な高齢の人向けの住宅です。住宅内はバリアフリーになっていて、見守り・食事などのサービスが受けられるところもあります。家事や介護のサービスを利用する場合には、外部の事業所との契約が必要になります。がんの治療を行っている人の場合には、病院への通院が可能なこともあります。



自宅以外の療養生活の場所には

## 療養型病院

吸引・酸素・中心静脈栄養などの医療的なケア、医学的な管理が必要な人が、医療と介護を受けながら、比較的長期間、入院することができます。入院すると、がんの治療を続けることが難しくなることが多いです。



自宅以外の療養生活の場所には

## 緩和ケア病棟

がんによっておこる痛み、呼吸の苦しさ、こころのつらさなどのさまざまな苦痛の症状・つらさを和らげて、その人らしい療養生活をおくることができるように治療・支援をしてくれる病棟です。入院を希望される場合には、各医療機関で申込方法が異なるため、確認が必要です。入院できる人や入院期間は、症状や状態、治療の状況によって異なります。

緩和ケアとは

緩和ケアは、終末期に行われる医療といったイメージがありますが、早期からがんの治療と並行して行われます。痛みなどの身体的苦痛や心理的・社会的苦痛などを和らげ、その人がその人らしい生活をおくることができるようサポートします。WHOは『緩和ケアとは、生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、痛みやその他の身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな問題を早期に同定し、適切な評価と治療によって、苦痛の予防と緩和を行うことで、QOL(Quality of Life: 生活の質)を改善するアプローチである。』(2002年)と定義しています。

# 7

## 治療を受けながら 仕事のことを考える

がんと診断されたからといって、必ずしも仕事を辞める必要はありません。仕事を理由に治療を受けづらくなる、治療を受けることによって仕事が続けられなくなるということではなく、治療と仕事を上手く両立させていく方法があるかもしれません。まずは立ち止まって考えてみましょう。たとえば『がんと診断されたけど、仕事を辞めないといけないうるか…』『会社に病気のことをどのように伝えたらいいだろうか…』『治療を受けながら仕事を続けられるだろうか…』などと心配になったときに相談ができる場所があります。

24



治療を受けながら仕事のことを考える

### 仕事のことで心配になったら

(がん相談支援センター)

がん診療連携拠点病院に設置されているがん相談支援センターで仕事の相談ができます。かかりつけの病院のがん相談支援センターであれば、症状・治療状況をふまえながら、相談員や主治医・看護師と一緒に考えやすくなります。必要に応じて社会保険労務士やハローワークでの相談につなげてくれることもあります。



治療を受けながら仕事のことを考える

### 仕事を継続するとき

(社会保険労務士)

社会保険労務士は労働・社会保険・年金関連のことを取り扱う専門家です。がん診療連携拠点病院では、社会保険労務士に直接相談ができる場を設けているところもあります。仕事を続けるために必要なアドバイスがもらえます。

25



治療を受けながら仕事のことを考える

### 就職を考えるとき

(ハローワーク)

がんの治療などで離職した人が再就職を希望するときや、転職を考えるときに、ハローワークで職業相談、職業紹介を受けることができます。一部のがん診療連携拠点病院には、出張相談窓口があります。





発行・編集  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院  
がん相談支援センター  
2020年3月30日 第1版 発行  
2023年2月1日 第2版 発行

イラスト Takayo Akiyama  
デザイン 株式会社細山田デザイン事務所